



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://isite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者各位

令和6年3月29日（金）

【照会先】

職業安定部

職業対策課長 小野寺 宮人

課長補佐 遠藤 稔

（電話） 022-299-8062

委託事業における個人情報漏えいの発生について

宮城労働局（局長 竹内 聡）は、宮城労働局が実施する「障害者就業・生活支援センター事業」（受託者：社会福祉法人A）において発生した個人情報漏えいについて、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1. 概要

令和6年3月13日（水）、受託者が運営する障害者就業・生活支援センター（以下、「センター」という）が、特別支援学校の生徒1名の個人情報を含む書類を入れた封筒を紛失するという事案が発生した。紛失した書類には、生徒の氏名、生年月日、住所、電話番号、性別、保護者氏名、及び顔写真等が記載されていた。

2. 事実経過

- 令和6年3月13日、センター担当者が特別支援学校生徒の就労移行支援会議に参加（会場は実習先の事業所）。会議の場で当該支援学校から実習の評価等に関する書類を受け取った。
書類は、次第、求人票、移行支援計画書、職業評価分析表2枚（写）、実態書（写）の計6枚で、うち2枚に個人情報を含む記載があり、移行支援計画書には当該生徒の氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・保護者氏名が記載、実態書（写し）には学校名・学年・氏名・生年月日・性別・住所・保護者氏名・顔写真・障害名・手帳の種類・健康状況や身体的特徴が記載されていた。
- 会議終了後、会議で受け取った書類を封筒に入れ、社有車へ向かった。
- 社有車で会場を出発。書類の入った封筒は助手席の座面の上、鞆は助手席のフロアマットの上に置いた。
- センターの事務用品購入のため包装資材店（以下、「店」という。）に立ち寄り、店から段ボール箱に入った商品を受け取り、強風の中それを社有車の助手席に積み込んだ。
※積み込みの際、強風に煽られ封筒が助手席から落下したものと推認される。
- センターに帰着。センター担当者は事務室に戻ってから書類の入った封筒が無いことに気づき、車中や自社駐車場を再確認したものの発見には至らなかった。
- センター担当者が再度店に向かったが、既に閉店していたため店員に状況確認ができず、社有車を駐車した付近を探索したものの発見には至らなかった。

- (7) 翌日午前中、センター担当者がセンター周辺や、会議の会場となった事業所から店までの経路を中心に探索し、実習先の事業所や店の従業員に封筒の忘れ物はないか問い合わせたものの発見に至らなかった。
- (8) 同日午後、センター職員で改めて店の周辺を探索、店近くの側溝の中から職業評価分析表1枚と実態書1枚の計2枚を発見、残りの書類を見つけるべく付近を探索したものの、発見には至らなかった。
- (9) 令和6年3月15日(金)9時30分頃、当局へ本件に関する第一報が入った。
- (10) 同日、センターの幹部職員と担当者が生徒の自宅を訪問し、生徒と生徒の母へ経過説明、謝罪を行った。また、センター所属長が特別支援学校に電話で経過説明、謝罪を行った。

3. 発生原因

- ①店で段ボールに入った商品を積み込む際に、段ボール箱が視野の一部を遮るサイズであったにもかかわらず、強風の中で封筒を置いた助手席から積み込み、かつ作業後に封筒の所在を確認しなかったこと。
- ②個人情報を含んだ書類を出先で封筒に入れて持ち帰ったが、封入口を折り返したのみで、封緘していなかったこと。
- ③書類の入った封筒を鞆に入れずに助手席の座面に乗せた状態で運搬し、途中それを放置して車を離れていたこと。
- ④当日紛失に気づいた際に、自分一人で捜索し、見つからなかったため誰にも報告せず捜索を断念したこと。

4. 再発防止策

宮城労働局においては、当該事業を受託している県内全センターに対し、本事案の共有を図る外、下記の事項について再度徹底を行うよう指示するとともに、あらためて個人情報漏えい防止のための基本動作の徹底を指示した。加えて、労働局の監査の際に、再発防止策が徹底されているか確認をする。

- ①個人情報を含む書類を入手する場合に備え、事前に肌身離さず持ち運ぶための鞆やアタッシュケース等を準備しておくこと。
- ②個人情報を含む書類は、紛失を防ぐために鍵のついた鞆やアタッシュケースに入れ、必ず持ち歩くか、書類から離れるような状況は作らないこと。
- ③紛失が疑われる書類が重大な個人情報を含むものであることを鑑み、紛失が疑われる場所の管理者に確認のうえ、複数人で探索すること。
- ④紛失の疑いが生じた時点で、直ちに所属管理者、及び労働局への報告を徹底するとともに、紛失が疑われる場所の探索を早急に行うこと。